

2023年1月25日
令和4年度(2022年度)高齢者の権利擁護を考える集い

「成年後見制度の現状と課題」

弁護士 小泉 純

1

1. 自己紹介

- 札幌弁護士会所属
- 高齢者障害者支援委員会委員
 - ・家庭裁判所との意見交換会
 - ・虐待対応専門職チーム対応
 - ・札幌市障がい者相談支援事業所巡回法律相談
 - ・包括支援センターとの勉強会 など
- 日弁連高齢者障害者権利支援センター委員
後見関係の部会に所属

2. 成年後見制度とは？

- 法定後見

判断能力(事理弁識能力)の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度

- 後見、保佐、補助の類型

- ・家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある

2. 成年後見制度とは？

- 任意後見

- ・ 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度

- ・ 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約(任意後見契約)を締結→この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。

- ・ 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。

3. 成年後見制度の現状

・我が国の総人口は、令和3年10月1日現在、1億2,550万人となっている。
65歳以上人口は、3,621万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も28.9%となった。

・65歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率の将来推計についてみると、平成24(2012)年は認知症患者数が462万人と、65歳以上の高齢者の7人に1人（有病率15.0%）であったが、37(2025)年には約700万人、5人に1人になると見込まれている（内閣府白書より）

3. 成年後見制度の現状

・後見等の利用者数（裁判所の統計資料より）

- 令和3年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者は合計で239,933人（前年は232,287人）であり、対前年比約3.3%の増加となっている。成年後見の利用者数は177,244人（前年は174,680人）であり、対前年比約1.5%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は46,200人（前年は42,569人）であり、対前年比約8.5%の増加となっている。
- 補助の利用者数は13,826人（前年は12,383人）であり、対前年比約11.7%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,663人（前年は2,655人）であり、対前年比約0.3%の増加となっている。

3. 成年後見制度の現状

- 成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は合計で39,809件(前年は37,235件)であり、対前年比約6.9%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は28,052件(前年は26,367件)であり、対前年比約6.4%の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は8,178件(前年は7,530件)であり、対前年比約8.6%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は2,795件(前年は2,600件)であり、対前年比約7.5%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は784件(前年は738件)であり、対前年比約6.2%の増加となっている。

3. 成年後見制度の現状

- 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.3%を占め、次いで本人の子(約20.9%)、本人(約20.8%)の順となっている。

- 札幌管轄では、総数が906件、うち市町村長申立て174件で、19.2%を占めている

3. 成年後見制度の現状

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.7%を占め、次いで知的障害が約9.6%、統合失調症が約9.1%の順となっている。
- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。

3. 成年後見制度の現状

- 成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約19.8%(前年は約19.7%)となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約80.2%(前年は約80.3%)であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。 関係別件数(合計) 39,571件(前年36,771件)
 - 親 族 7,852件(前年 7,243件)
 - 親 族 以 外 31,719件(前年29,528件)
 - うち 弁 護 士 8,207件(前年 7,733件)
 - 司 法 書 士 11,965件(前年11,187件)
 - 社 会 福 祉 士 5,753件(前年 5,438件)
 - 市 民 後 見 人 320件(前年 311件)

4. 成年後見制度の課題

- ・平成28(2016)年3月 成年後見制度利用促進法が公布
- ・平成29年(2017)年3月 成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
- ← 後見制度について、これまでの運用を大きく見直して広く国民が利用できる制度に改善すべきとの認識の広がり
- ・令和4年3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

4. 成年後見制度の課題

① 制度運用について

- ・後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと(制度があまり利用されない)
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること

4. 成年後見制度の課題

② 後見報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
財産額に応じた報酬の決め方の問題や、無報酬・低額報酬の問題
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

4. 成年後見制度の課題

③ 地域連携ネットワークづくり

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク(行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ)の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

4. 成年後見制度の課題

④ 不正防止

- ・ 利用件数増大に対して家庭裁判所の監督体制が追いつかず、親族後見人はもとより専門職後見人においてすら横領等が発生

4. 成年後見制度の課題

⑤ 任意後見の課題

- ・ 移行型任意後見契約では、適切な時期に、任意後見監督人選任申立てがされていない。
⇒任意後見監督人選任の申立義務の明文化など
- ・ 任意後見監督人に対する監督の見直し
- ・ 任意後見契約の要式の緩和
 - ・ 公正証書作成手続のデジタル化。



ご清聴ありがとうございました！